

仙台市公民館運営審議会について

仙台市公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。」と規定されており、これに基づき「仙台市市民センター条例」第13条及び「仙台市市民センター条例施行規則」第9条～第12条を定めている。

○審議会の職務（仙台市市民センター条例施行規則第9条第1項）

審議会は、次に掲げる事務を所掌します。

- ① 生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議すること
- ② センターにおける各種の事業について、調査研究すること
- ③ センターにおける各種の事業について、評価すること
- ④ その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

○これまでの答申及び審議のテーマについて

平成19年10月（答申）「市民センターの施設理念と運営方針の見直しについて」

平成22年8月（提言）「市民センターを拠点とした新しいまちづくりの提案 ―仙台プラン―」

平成23年1月（意見）「市民センターを活かした地域づくりの推進」に関する意見

平成23年10月（提言）「仙台市震災復興計画」に対する提言書

平成25年5月（答申）「仙台市市民センター事業の評価のあり方について」

平成25年10月（報告）「平成24年度仙台市市民センター事業評価報告書」

平成25年10月（意見）「仙台市市民センターの施設理念と運営方針の見直しに関する意見について」

平成26年7月（報告）「平成25年度仙台市市民センター事業評価報告書」

平成27年8月（報告）「平成26年度仙台市市民センター事業評価報告書」

平成27年10月（意見）「震災を踏まえた今後の市民センター事業のあり方等について」

平成29年3月（報告）「仙台市市民センター事業評価報告書」

平成29年10月（意見）「仙台市市民センター事業評価に関する意見について」

平成30年11月（報告）「仙台市市民センター事業評価報告」

令和元年7月（答申）「「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直し（第二次）のあり方について」

令和2年11月（意見）「新型コロナウイルス感染症との共生時代の市民センター事業に関する意見について」

令和3年10月（報告）「仙台市市民センター事業（子ども参画型社会創造支援事業）調査研究報告書」